



平成 25 年 6 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社エクセル  
代表者名 代表取締役社長 谷村 偉作  
(コード番号 7591 東証第一部)  
問合せ先 総務部長 岩田 勉  
(TEL 03-5733-8402)

## 「内部統制システム構築に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「内部統制システム構築に関する基本方針」の一部改定を決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、改定後の内容は下記のとおりです。

### 記

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 当社は、法令順守及び企業倫理の維持を業務遂行上の最重要課題のひとつとして位置づけ、その達成を目的として、「企業理念 Ex21」並びに「法令順守マニュアル」を制定し、全取締役に順守を求める。
  - (2) 取締役は、職務執行における法令、定款、社内規則・規程等の順守状況について日常的に相互監視を行うとともに、取締役会において他の取締役の職務執行の監督を行う。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令並びに取締役会規則及び文書保存規程に従い適切に保存及び管理を行う。
  - (2) その保存については、極力電磁的記録保存を併用して、必要時に随時検索、閲覧可能な体制を構築する。
  - (3) 取締役並びに監査役は、それらの情報を常時閲覧できる。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 当社は、リスク管理規程を定め、当社の事業活動、経営環境、財産の状況を踏まえ、企業戦略との整合性のとれたリスク管理に資することを目的にリスク管理全体を統括・管理するリスク管理委員会を設置する。

- (2) リスク管理委員会は、予見されるリスクの識別、分析、評価を行い、取締役会に報告の上、必要な体制構築・対策の実施を担当部署に指示するものとする。
- (3) 各担当部署は、指示された体制・対策推進のための具体的な計画を策定して、推進状況を定期的にリスク管理委員会に報告する。
- (4) リスク管理委員会は、上記担当部署報告に基づき、リスクの管理状況等を取締役に報告する。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、社外取締役を選任し、取締役会の意思決定・監督機能の充実を図るとともに、執行役員制度を導入し、業務執行上の意思決定の迅速化と効率化を図る。
- (2) 取締役会は、毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。また、全社的に影響を及ぼす重要事項については、経営会議における十分な審議を経て取締役会に付議する。
- (3) 業務執行については、業務令、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。

#### 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、法令順守及び企業倫理の維持を業務遂行上の最重要課題のひとつとして位置づけ、その達成を目的として、「企業理念 Ex21」並びに「法令順守マニュアル」を制定し、全使用人に順守を求める。
- (2) 監査室によるモニタリングのほか、内部通報規程に基づき、法令・定款等に違反する行為や企業倫理違反行為等の内容を会社に通報・相談する窓口を設置し、社内自浄能力の向上を図る。

#### 6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社が法令順守並びに企業倫理の維持を業務遂行上の最重要課題のひとつとして位置づけ、その達成を目的として定めた「企業理念 Ex21」並びに「法令順守マニュアル」は、当社及び子会社から成る当社グループの全使用人に順守を求める。
- (2) 子会社の経営管理については、関係会社管理規程に従い、当社への決裁、報告制度による子会社経営の管理を行う。
- (3) 代表取締役社長を委員長とする「内部統制委員会」を設置し、内部統制システムの整備並びに実施状況の評価・改善に取り組む。

(4) 内部監査部門である監査室は、当社グループ全体の内部監査を実施又は統括し、当社グループの内部統制の整備、運用状況を、財務報告の信頼性、業務の有効性、効率性、法令順守の観点から検証することにより、業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役会と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を指名する。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合には、その使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定には監査役会の事前の同意を得る。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項のほか、当社及びグループ各企業の経営、業績に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、重大な法令・定款違反行為その他予め定めた監査役会への報告事項を遅滞なく報告する。

(2) 取締役及び使用人は、監査役が重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、経営会議、内部統制委員会、リスク管理委員会などの重要会議に出席する機会を確保する。  
また、監査役がこれらの会議に先立ち事前に提供される関係文書、資料を閲覧し、取締役又は使用人に追加の説明、報告を求めた場合には速やかにこれに応じる。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役社長は、監査役会と定期的に意見交換会を開催する。

(2) 監査室は、監査役と定例的な打合せ会を開催し、相互の監査結果、是正の状況及び監査計画の進捗状況等について情報や意見の交換を行い、監査体制の充実を図る。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 経営者は、組織の全ての活動について最終的な責任を有しており、その一環として、本基本方針に基づき内部統制を整備及び運用する。

(2) 取締役会は、経営者による内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有している。

- (3) 監査役は、独立した立場から、内部統制の整備及び運用状況を監視、検証する。
- (4) 監査室は、内部統制の目的をより効果的に達成するために、内部統制の整備及び運用状況を検討、評価し、必要に応じて、その改善策を促す。

## 12. 反社会的勢力を排除するための体制

- (1) 当社グループは、「法令順守マニュアル」の中で、市民社会の秩序や安全に脅威を与える所謂反社会的勢力及び団体とは断固として絶縁する旨定めている。
- (2) 当社は「特殊暴力防止対策協議会」に加盟し、指導を受けるとともに情報の収集を行っており、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合等は直ちに所轄警察署と連携のうえ対応できる体制にある。

以上